

工場に於て寄々協議中ナリレガ午後三時半全部退門  
組合本部ニ引揚ケタリ先是会社側ニ於テ八萬一ヲ  
慮テ夫約五十名ヲ雇入れ夜間ハ電燈ヲ以テ工場  
内外ヲ照シ警備ノ任ニ為ラレタツアリレカ是ニ大領  
的テ子約三名ノ解務ヲ企畫シ人選中ノ所念々  
月廿百午後八時廿五分名ヲ解務スルコトヲ招致ス  
テ一ニタルカ何レモコレニ應スルノ必要ナレトテ之類也  
サリ趣ニ付是ニ内容詔所郵便ヲ以テ大記ノ通知状  
ヲ發シテレタリト

此後為社職ニ規則オ五十二条ニヨリ貴下ヲ解府ス  
心通知申上矣

是テ予告書為五ニ午為ヲ支給可致候間本通信  
看水才必頭相序度

以上ノ通りニシテ会社ノ態度強硬且ツ務エノ團結ニ  
悔ル可ラサルモノアリ嚴意注意心視察取締中ナリ  
右及申(通)報候也

申(通)報先  
内相 社会局長 警視總監 神奈川 愛知 京都  
大阪 各府知事

臨時休業ノ平均午為ハ大記ノ半額ヲナシタル者ニ限り  
日給ノ半額ヲ支給ス

臨時休業中ハ毎日九時ノ時間中ニ出勤シ必勤怠簿ニ捺  
印ス(キート)